

## 令和 6 年度半田市指定ごみ袋の紙ラベルに掲載する広告の募集について

令和 6 年度に作成する半田市指定ごみ袋の紙ラベルに広告枠を設けます。広告掲載をご希望の方は、下記の募集要項をご覧ください。

### 1. 広告媒体について

#### (1.) 広告媒体

市指定ごみ袋の紙ラベル。紙ラベルとは、10 枚束になっている市指定ごみ袋を止めるために覆ってあるものをいう。(別紙 1 参照)

#### (2.) 掲載位置

紙ラベルの下部 (別紙 1 参照)

#### (3.) 規格

燃やせるごみ (大) 縦 100mm×横 85mm

燃やせるごみ (小) 縦 100mm×横 85mm

燃やせるごみ (特小) 縦 95mm×横 85mm

カラー印刷とする。

#### (4.) 紙ラベル作成数量 (予定)

燃やせるごみ (大) 240,000 枚

燃やせるごみ (小) 200,000 枚

燃やせるごみ (特小) 92,000 枚

### 2. 募集する広告について

#### (1.) 枠数及び掲載料

燃やせるごみ (大) 1 枠 100,000 円

燃やせるごみ (小) 1 枠 100,000 円

燃やせるごみ (特小) 1 枠 50,000 円

#### (2.) 掲載期間

令和 6 年度中に作成するごみ袋のラベルに掲載する。流通期間はごみ袋作成から約 1 年間の見込みだが、在庫管理の影響により変動することがある。

#### (3.) 広告のデザイン

広告主が作成するものとする。広告デザインのデータは、CD 等のメディアに保存して申込先に提出すること。メディアの返却はしない。広告デザインにイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主が著作権の確認を行い、著作権料が発生した場合は、その支払いをすること。

なお、昨年度と同じ場合は申込書の備考欄に「原稿は昨年度と同じ」と記入すること

### 3. 申込みについて

#### (1.) 申込受付期間

令和6年2月1日～2月29日

#### (2.) 申込方法

広告掲載申込書（指定様式）及び広告デザイン案（任意様式）を申込先に提出してください。（郵送、Eメール可）

#### (3.) 申込先

〒475-0803 半田市乙川末広町50番地

半田市 市民経済部環境課 ごみ減量担当

電話 0569-23-3567

メールアドレス gomigen@city.handa.lg.jp

### 4. 広告掲載の決定について

内容審査のうえ、掲載の可否を決定します。募集枠数を超える申し込みがあった場合は、抽選により決定します。

### 5. その他

(1.) 申込者は半田市広告掲載要綱、半田市広告取扱要領及び半田市広告掲載審査基準を順守すること。

(2.) 半田市広告取扱要領第10条に該当する場合は、広告掲載の決定を取り消します。

(3.) 広告掲載の決定を取り消した場合において、半田市は広告掲載決定の通知を受けた者に対し、その賠償の責めを負いません。また、納付済みの広告掲載料の返還はしません。

(4.) 広告原稿は、広告主の責任と負担において作成してください。

(5.) 本要項に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令、半田市財務規則等の関係法令に定めるところによって処理します。

### 6. 問合せ先

半田市市民経済部環境課 ごみ減量担当

〒475-0803 半田市乙川末広町50番地

電話 0569-23-3567

F A X 0569-21-6405

メールアドレス [gomigen@city.handa.lg.jp](mailto:gomigen@city.handa.lg.jp)

広告掲載位置



広告掲載位置

混ぜればごみ 分ければ資源  
資源分別を徹底してごみを減らし、  
家計への負担も環境への負担も減らしましょう

未来のために  
私たちが 今できること



詳しい分別方法は、「家庭ごみの分別  
と資源の正しい出し方」をご覧ください



この燃焼可能な袋は、リサイクルしています。